

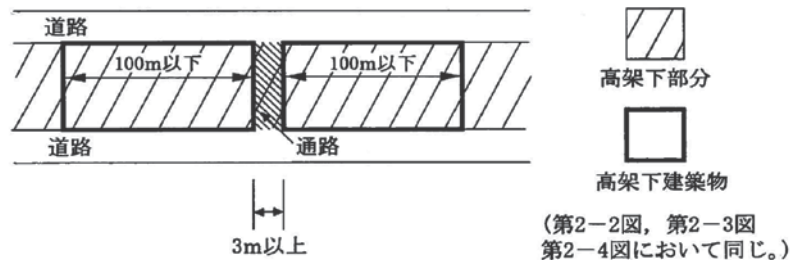
第2 高架下建築物等

鉄道、道路等に使用される高架工作物の高架下に店舗、事務所、倉庫その他これらに類する建築物その他の工作物（以下「高架下建築物」という。）を設けた場合等の取扱いは、次によること。

1 避難及び消防活動上必要な通路並びに構えの出入口 ◆

(1) 高架工作物の両側に道路がある場合

ア 高架工作物の延長方向100m以内ごとに高架下を横断する幅員3m以上の通路を設け、それぞれの道路に有効に通じていること（第2-1図）。

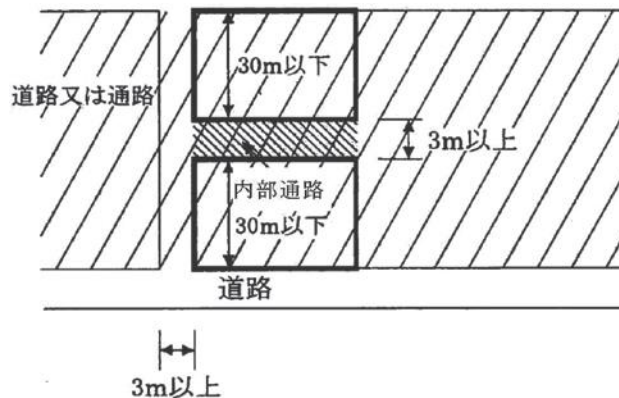


イ 高架下建築物の幅が30mを超える部分には、高架下を横断する道路若しくは前アにより設けた通路に連絡する幅員3m以上の内部通路を設けること（第2-2図）。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(7) 高架下部分の構えの一団の個々が同部分の全幅を一構えとして使用する場合

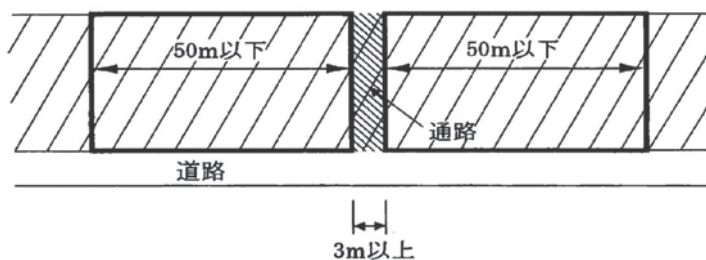
(4) 道路から直接出入りでき、かつ、他の構えと開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された場合

※ 連続式店舗の廊下にあつては、建安条例第26条の規定が適用される。



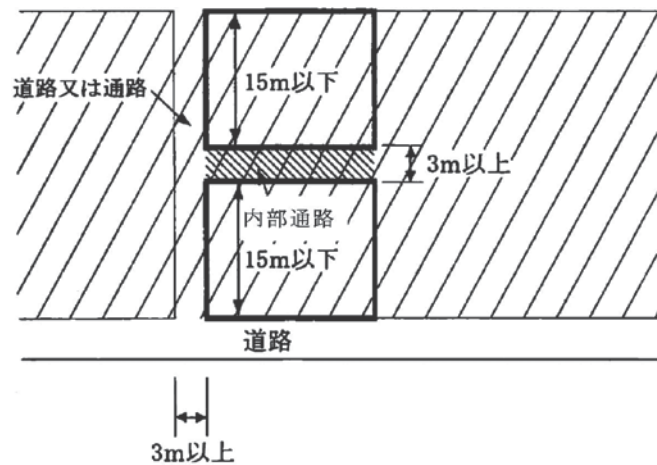
(2) 高架工作物の片側に道路がある場合

ア 高架工作物の延長方向50m以内ごとに高架下を横断する幅員3m以上の通路を設け道路に有効に連絡させること（第2-3図）。



イ 高架下建築物の幅が15mを超える部分には、高架下を横断する道路若しくは前アにより設けた通路に有効に連絡する幅員3m以上の内部通路を設けること（第2-4図）。

ただし、前(1)、イ、(ア)又は(イ)に該当する場合はこの限りでない。



第2-4図

- (3) 高架工作物の両側に道路がなく、延長方向に対して高架下を横断する道路がある場合
- ア 横断道路を相互に連絡する幅員3m以上の内部通路を設けること。ただし、道路から直接出入りでき、かつ、他の構えと開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたものはこの限りでない。
 - イ 前アにより設けた通路の延長が50mを超える場合は、当該通路の幅員を4m以上とすること。
- (4) 構えの出入口
- 各構えは、道路又は(1)から(3)までによって設けた通路若しくは内部通路に面して出入口を設けること。

2 通路等に面する壁の構造 ◆

道路及び前1、(1)から(3)までにより設けた通路に面する壁は耐火構造とし、開口部には防火設備を設けること。

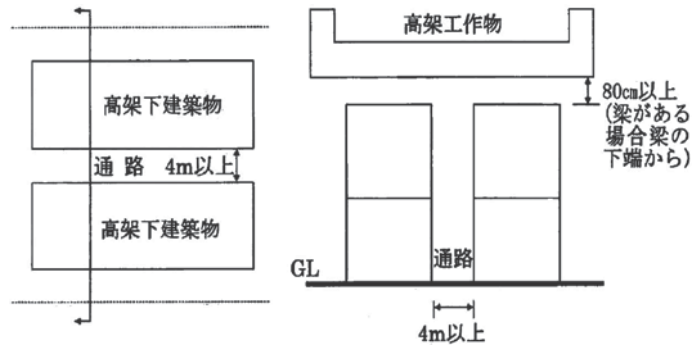
3 防火区画及び内装 ◆

- (1) 防火区画は、できるだけ各構えごとに行うこと。やむを得ない場合にあっては用途ごとの区画を行うこと。ただし、スプリンクラー設備が設けられている場合はこの限りでない。
- ア スプリンクラー設備は、政令第12条で定める基準に適合したものであること。
 - イ 連続式店舗にあっては、建安条例第25条及び第26条の規定が適用される。
- (2) 室内に面する部分の壁及び天井の仕上げは、準不燃材料としたものであること。

4 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置単位 ◆

消防用設備等の適用にあたって、次の各号に適合する場合はそれぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

- (1) 桁行方向の通路を介して接続する高架下建築物
- ア 当該通路の幅員が4m以上であること。
 - イ 高架工作物と高架下建築物との間に高さ80cm以上の排煙上有効な空間を設けること。
 - ウ 高架下建築物は特定主要構造部を耐火構造とし、前アに面する開口部には防火設備を設けること。

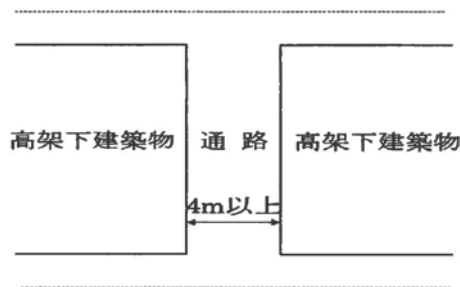


第2-5図

(2) 梁間方向の通路を介して接続する高架下建築物

ア 当該通路の幅員が4 m以上であること。

イ 高架下建築物は特定主要構造部を耐火構造とし、前アに面する開口部には防火設備を設けること。



第2-6図

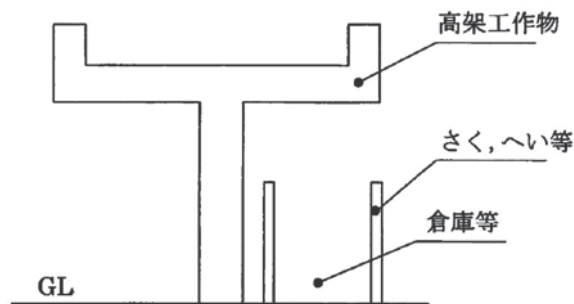
(3) 防火対象物の接続がその特殊性から前(1)又は(2)に掲げる方法によりがたいもので、火災の延焼拡大の要素が少ないもの又は社会通念上の観点から同一の防火対象物として扱うことに不合理を生ずるものについては、防火対象物ごとに検討するものであること。

※ 昭和63年3月22日以前の旧取扱基準により別の防火対象物として取り扱ったもので当該基準を維持しているものについては、別の防火対象物として取り扱うことができるものであること。

5 外気に開放された駐車場、倉庫等

(1) 外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの）内を利用して、さく・へい等で区画された部分を駐車場、倉庫等の一定の用途に供するものは、政令別表第1に掲げる防火対象物として扱うものとし、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置にあたっては、さく・へい等により囲まれている当該部分を面積として算定すること。

なお、法第17条の適用に際し、当該防火対象物の外気への開放性及び使用実態等を勘案して、政令第32条の適用により、消防用設備等の設置を免除することができることとする。

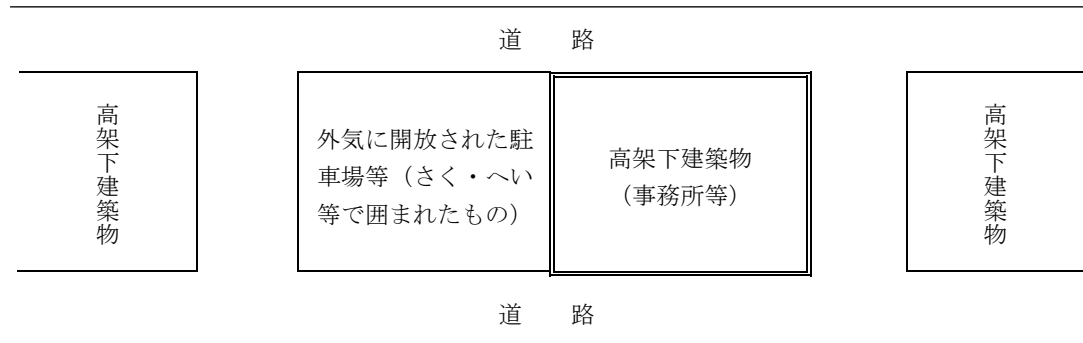


第2-7図

(2) 前(1)の用途がさく・へい等により区画されていない場合についてもこれに準じて消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置指導を行うものとし、高架工作物の水平投影面積のうち当該用途に供する部分を面積として算定すること。◆

(3) 事務所等の高架下建築物に隣接して、機能的に従属している外気に開放された駐車場等（さく・へい等により囲まれたもの）を設ける場合は、当該駐車場等を機能的に従属している部分として扱い、防火対象物の用途を決定すること。

なお、消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定は、高架下建築物の延べ面積と駐車場等の面積の合計によること。



第2-8図

6 その他◆

高架下建築物等は、危険物等延焼拡大がすみやかである物品又は核燃料物質、放射性同位元素、圧縮ガス、液化ガス、毒物その他消火困難である物品の貯蔵、取扱いを抑制するものであること。